

令和7年第11回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年6月5日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年6月5日（木）午前11時05分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

篠原 保男

齋藤 貢司

堀江 崇

岡部 尚徒

横手 麻理

安部 忍

間嶋 健

山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 佐谷 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）

[資料1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

- (2) 代々木中学校の建て替えについて（未来の学校担当課長）

[資料2：代々木中学校の建て替えについて]

- (3) 令和7年度放課後クラブの登録状況について（地域学校支援課長）

[資料3：令和7年度放課後クラブの登録状況について]

その他

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育指導課長）

議事運営等

○令和7年第11回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に大日方委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、令和7年第2回区議会定例会において、平岩委員・大日方委員・松本委員の教育委員任命が同意された。6月15日より新たな任期として、引き続きお願いしたい。次に、5月22日に広尾中学校、23日には松濤中学校の建て替え準備委員会が行われ、工事のスケジュールなどを説明した。5月13日に行われた千駄ヶ谷地区防災キャラバンにおいても、建て替えに向けた情報発信を行い、地域の方から御意見をいただいた。最後に、5月24日・31日に運動会が予定されていたが、雨天順延となり、それぞれ翌日や翌週の平日に延期された。31日に実施予定だった笹塚中学校は、延期日も雨天中止となり、別日に短縮され行われた。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

◇説明要旨

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について報告する。今回は、同建物内の2つの部屋の許可申請である。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約75メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地に関する観点では、当該建築物の周辺には3階以上の建物が存在しており、当該建物から学校生活を俯瞰できる可能性は低いと判断される。次に(2)通学路に関する観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び中幡小学校と協議の場を設けることを確認している。以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が児童の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も児童の安全確保の観点から、必

要に応じて教育委員会及び中幡小学校と協議の場を設けること要望する旨を回答する予定である。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告 2

代々木中学校の建て替えについて

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 2 に基づき未来の学校担当課長が説明)

○代々木中学校の建て替えについて報告する。「1 建て替えスケジュール」について、基本設計は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月まで実施した。現在は実施設計の段階で、令和 7 年 2 月から令和 8 年 2 月まで実施する。その後、解体工事を令和 8 年 8 月下旬頃から行い、その後、新築工事を行う予定である。新校舎への移転は、令和 11 年度夏を予定している。次に、「2 中高層説明会の日程」について、「渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、代々木中学校新校舎の計画説明会を実施するものである。令和 7 年 7 月 11 日（金）の夜間に、代々木中学校の体育館で開催を予定している。次に「3 中高層説明会の説明内容」(1) 施設概要について、施設名称は、代々木中学校で、場所は、渋谷区西原一丁目 46 番（以下未定）、構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、延べ面積は、約 10,115㎡である。次に、(2) 案内図では、図の上が北側を示しており、赤の一点鎖線で囲まれている部分が計画地である。近隣には渋谷区スポーツセンターや西原せせらぎ公園などがある。次に(3) 配置図においては、敷地の東側にグラウンドを配置し、西側に校舎を配置する計画としている。校舎北側には、テニスコート 1 面を整備する予定だ。また、校舎の西側から南側にかけての網掛けの部分は、遊歩道を表している。日中は赤三角の各敷地出入口から、どなたでも遊歩道にアクセスし通行できる空間になっているが、薄いグレーの線で囲ったセキュリティラインの内側には、学校関係者以外が校舎内には入ることがないよう、青三角の正門に門扉を設ける計画である。次に、(4) 各階の平面図について、図面右側凡例をご覧ください。黄色に塗られている部分はラーニング・コモンズや共用部などを表している。また、緑色で塗られている部分は事務・管理エリア、水色で塗られた部分は体育エリア、ピンク色で塗られた部分は教室エリア、紫色で塗られた部分は給食エリア、白色の部分はエレベーターやトイレ

しなど、青三角は建物出入口を表している。上の図が地下1階平面図である。この階には大体育館・小体育館、給食室などを設けている。左上の青三角は、地域に向けた施設開放の入り口となり、受付をした上で体育館等の利用が可能となる。下の図が1階平面図であり、1階部分には主に事務・管理エリア、一部教室（特別支援教室）などを設けている。なお、中央部は大体育館の吹き抜けとなっており、体育館の様子を見ることができる。右側の青三角は、生徒が校舎に出入りする昇降口を表している。次のページでは、上の図が2階平面図となっている。1階と同様に、中央部は大体育館の吹き抜けとなっており、その周辺に、特別教室エリアや事務室・職員室等の管理エリアを設けている。下の図が3階平面図であり、中央部には大体育館と同規模のラーニング・コモンズ空間を整備し、探究学習等で活用する計画だ。ラーニング・コモンズを取り囲むように普通教室を配置することで、教室とラーニング・コモンズをシームレスに接続し、一体的な学びを展開する。次に、(5) 立面図である。ページ左下キープランに示したとおり、建物を東西南北それぞれの面から見た図面となっており、上から、南側、北側、東側、西側を表している。なお、右下に凡例を記載しているが、水色の四角は窓、白い四角は扉、緑の四角はバルコニーの手すり緑化を示している。(6) 断面図において、左下のキープランをご覧ください。AとA'が東西方向、BとB'が南北方向のラインで建物を垂直に切って、建物を横から見た際の図面を示している。上の図がA-A'の断面図、下の図がB-B'断面図になる。次に、(7) 日影図である。こちらの日影図は、冬至日における8時から16時までの建物による日陰の変化を示している。また、日影図と合わせて、青色の点線で電波障害が発生する可能性のある範囲を、机上調査により示している。なお、現地調査を実施したが、いずれの地点も電波は正常に届いていた。建て替え後の校舎は既存校舎と同程度の高さのため、建て替え後に障害が起こる可能性は少ないと考えているが、万一、障害が発生した場合は、改めて現地調査を行った上、必要な対応を行う。最後に(8) 外観イメージパースである。こちらは敷地東側上空から見た鳥瞰図となっている。

---◇質疑応答-----

(教育長)

○この学校は、3階のラーニング・コモンズがとても広く、周囲は教室で囲まれており、教室の扉も開けるとシームレスな空間になる構造が特徴的である。

(加藤委員)

○体育館が真ん中にあるのは、代々木中学校がスポーツ重点校であることに関係しているか。

(未来の学校担当課長)

○関係している。従来、スポーツ重点校であるため、体育館はフルバスケットコートが入るほどの大きさであり、グラウンドについても既存の大きさを確保している。また、1階部分の校舎と校庭との間に、ピロティプロムナードと呼ばれる、半屋外の形で50mの直線コースを設けている。

(加藤委員)

○基本設計や実施設計の段階で、現場の教職員も参加しているか。

(未来の学校担当課長)

○基本設計では、学校の教職員などに、確認しながら設計を進めている。建て替え準備委員会では、学校長が委員長となり、教員だけでなく、PTAや町会などの関係者も委員として参加し、現場・地域の声も取り入れている。

(松本委員)

○図書館の位置はどこになるか。空間構成が楽しみである。ラーニング・コモンズのソフト面については、引き続き基本計画チームが関与するのか。

(未来の学校担当課長)

○図書館は、ラーニング・コモンズの中に図書スペースを設けている。工事監理は既存の設計事務所の関与を予定している。

(田丸委員)

○新しい校舎においてもスポーツ重点校であることを反映しており良いと思う。ほかに、代々木中学校は、伝統ある鉄道研究部があると聞いている。新校舎には、Nゲージ等の設置場所は考えられているか。

(未来の学校担当課長)

○西原キャンパスでは、鉄道研究部の部屋を設置予定である。新校舎についても、学校の希望があれば、続けていくことができる環境を整える。

(大日方委員)

○小体育室の規模感と使用イメージは。

(未来の学校担当課長)

○広さは約360㎡で、武道場やダンスの授業で使用を想定している。

(大日方委員)

○畳もいれられるのか。

(未来の学校担当課長)

○移動式の畳を使用予定である。

(大日方委員)

○備品が増えることで、ラーニング・コモンズや移動経路の邪魔にならないように気を付けて欲しい。

(平岩委員)

○当初の計画からの変更点はあるか。

(教育長)

○費用の高騰はあるが、最適化を図りながら、基本的なコンセプトは変更しない方針である。

(大日方委員)

○施設開放時の体育館の着替えスペースはどこになるか。生徒についても同様か。

(未来の学校担当課長)

○白色の部分になり、どちらも同じ場所を使用する想定である。解放時間については、生徒利用時間と重なることはない。

---◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告 3

令和 7 年度放課後クラブの登録状況について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料 3 に基づき地域学校支援課長が説明)

○令和 7 年度放課後クラブの登録状況について説明する。A 会員・B 会員とあるが、登録要件により会員の区分を分けている。B 会員は、就労などの事情により、放課後等の時間、家庭に保護者がいない児童、A 会員は、B 会員を除く全ての児童である。なお、特別延長は B 会員のうち、概ね 3 年生以下で 18 時以降に放課後クラブの利用が必要な児童である。まず、登録児童数である。令和 7 年 5 月 1 日現在、登録者数は、A 会員・B 会員合わせて 4, 834 人で、昨

年度と比較して11人の減である。内訳は、A会員が1,155人で、昨年度と比較して80人の減、B会員は3,679人で、昨年度と比較して69人の増となっている。B会員3,679人のうち、特別延長に登録している児童は、1,438人で昨年度と比較して33人の増である。また、特別延長の右横にある、他校の児童、私立学校等に通っている児童数は、176人で、昨年度と比較して20人の減となっている。次に、登録率だが、在籍児童数のうち、放課後クラブに登録している児童は、A会員・B会員合わせて65・1%で、昨年度と比較して0.9ポイントの増である。次に、指導員の配置数は229人で、昨年度と比較して19人の増となっている。学校別人数については、表に記載のとおりである。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○登録している児童数は、小学校3年生までが多いか。

(地域学校支援課長)

○A会員、B会員共に、小学校1年生から3年生まで同数程度の登録があるが、4年生以降では半減している。

(大日方委員)

○4年生からは、放課後クラブのニーズがないのか、それともプログラム等の理由から諦め、居場所確保の面から塾などに通っている児童も多いのだろうか。ニーズがあるとしたら、プログラムの充実などを検討されたい。

(平岩委員)

○同じ問題意識を持っている。本来、4年生以降も居場所があれば、放課後クラブに通い続けたい児童は一定数いると思われる。ただ、場所やプログラムの限界から、塾などに吸収されている面がある。低学年と高学年はスペースを分け、高学年は運営側としてイベントを作っていくことで、高学年の放課後クラブ利用には可能性があると思う。そのためには、放課後に使用できる学校施設の拡大が必要ではないか。

(教育長)

○改めて学年の分布を考えると、4年生以降も半分は残っていることに驚きもあった。私が通っていた当時の学童は、6年生まで在籍し、運営側に携わることもあった。

(田丸委員)

○部活動改革において、一部の地域クラブでは、小学校高学年の受入れをしている。成長期の子供には、けがのリスクがあり注意が必要だが、小学生を受入れることで、人数上成り立っているチームが存在し、中学生が教えることで学びの場になる相乗効果もある。部活動を利用し、小学生に選択肢を増やすことも考えられるのではないか。

(大日方委員)

○未来の学校の在り方を検討するにあたり、放課後における施設の活用について、更なる工夫の余地があると考えられる。その具体的な方向性を探るためには、児童や保護者のニーズを把握するために、アンケート調査等の手法を用いることで、より良い未来の学校になるのではないか。

(平岩委員)

○小学校高学年の放課後クラブの利用においては、現実的なスペースの問題だけでなく、事業者の意識も重要な要素である。区が保有する公共施設の中では、学校がかなりの面積を占めていると考えられるため、放課後の時間帯に学校施設をより積極的に活用していくべきである。青山キャンパスでも実現を目指したいところだが、通学時間が長く掛かる点が課題となっている。

(松本委員)

○学校施設の活用について、時間軸を踏まえて検討を進めることにより、児童のみならず地域住民を含めた利用の在り方について、より具体的な方向性が見えてくるのではないか。

(教育長)

○放課後の時間帯は、表面的には児童の活動が少なく、空白の時間として捉えられがちであるが、実際には教員が事務作業や教材準備をしている時間でもある。したがって、学校施設の開放を進めるにあたっては、こうした教員の業務との調整を図りつつ、児童および地域住民の利用ニーズに応じた柔軟な運用体制を構築することが望ましい。

(教育委員会事務局次長)

○セキュリティ対策に支障を来さないよう配慮しつつ、児童と地域住民の動線が交差しない形での学校施設の地域開放について、利用方法の見直しを検討している。学校の広範囲を活用する場合、事業者が子供達の安全管理をどのように実施できるかという課題がある。

(教育長)

○自由度と安全性のバランスが難しく、場所が限られていることが、高学年の利用者減少の一因となっているのではないか。

(大日方委員)

○子供を家だけでなく、地域や社会で育てる難しさがある。塾や習い事を居場所確保の面で利用すると、家庭の格差が出やすいため、より自由度が高い放課後クラブ運営を展開できると良い。

(田丸委員)

○部活動改革においては、従来の「部活動は指導できる教員を集めて行うもの」という固定概念を見直す動きがある。実際の事例として、企業の地域連携や、職員の健康増進のため、部活動の支援をしていただくケースや、体育教師を目指す大学生が教育実習の一環として、無償で部活動の指導を行うケースもあり、社会貢献や教育的な意義を持ちながら、人的資源の有効活用にもつながる取組である。放課後クラブの運営についても、事業者だけでなく、今後は地域住民など、様々なステークホルダーが関与する可能性が広がっているのではないか。

(松本委員)

○保育士の作業時間確保のため、夕方に「地域の時間」と呼ばれるものを作っている。最低限の人材のみ配置し、地域の方や保護者の方に見守っていただく時間であり、保育士は事務作業等を行うことができる。その際に、地域の方から積極的な参加の意向が多数寄せられており、地域社会による支援は、渋谷区の放課後クラブにおいても活用できるかもしれない。

――◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

――◇説明要旨 -----

(教育指導課長)

○本改正は、現在、区議会に提案されている「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正するものである。なお、本改正については、前提となる条例

案は、6月17日に区議会での議決が予定されている。そのため、当該条例案の区議会での議決をもって、本定例会での議決をお願いしたい。今回の改正は、労働者が仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることの防止を目的に、育児・介護休業法の改正が行われることとなったことを踏まえ、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行う改正を行おうとするものである。次に、規則の改正内容について説明する。まず、第30条の4から第30条の6までは、(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)について規定している。第30条の4は、教育委員会が、介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し知らせる、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)の具体を規定している。次に、第30条の5についてである。第1項では、教育委員会は、前述の介護両立支援制度等と合わせて、制度等の申告先、請求先又は申請先や、介護休業手当金等給付に関する必要な事項を職員に対し知らせる旨を規定する。第2項では、教育委員会が、介護両立支援制度等や必要な事項を職員に知らせる方法は、面談・書面の交付・電子メール等の送信のいずれかの方法による旨を規定している。次に、第30条の6についてである。教育委員会が、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る当該職員の意向を確認するための方法は、面談・書面の交付・電子メール等の送信のいずれかの方法による旨を規定する。最後に、第30条の7(勤務環境の整備に関する措置)についてである。教育委員会は、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請が円滑に行われるようにするため、職員の制度等利用に関する事例の収集及び職員への提供、制度等の利用の促進に関する方針の周知を行う旨を規定している。

--◇質疑応答 -----

○なし

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 大日方 邦 子